

グローバル企業の安全配慮義務

リスクの予防と回避のために企業がとるべき対策とは。
(日外協・海外安全講演会（2018年2月2日開催）から）

アンビルグループ・ジャパン合同会社
代表社員 社長 石川吉則

安全配慮義務は、国際展開する企業がグローバルな共通価値としてもっておかなければならないものである。一般的に日本企業は欧（特に英）米企業に比べ安全対策で後れを取っていると言われている。歴史的背景が違うので仕方がないが、良いところは学ぶ必要があるのではないだろうか。

世界中のグループ社員が対象に

欧米企業はグローバル化を1950年代末から始めた。日本企業より10～15年早い。元警察官や軍人などの専門家が企業で海外安全対策を担うとともに、安全配慮義務のルールづくりを主導しグローバルスタンダードにした。いまや海外展開を行う企業はグローバルな安全対策をとっていないと、安全配慮義務を満たしていないとして訴訟のリスクにさらされる。

安全配慮の3大要素である「予防」「回避」「補償」のうち、予防と回避を行うための6コア・

ファンクションとは、

- ①赴任者、出張者に目的地のリスク情報の事前提供
- ②目的地がハイリスクな場合のリスクに見合った学習、トレーニング、施策の提供
- ③ハイリスク地への渡航や活動の停止を含む許可の仕組み
- ④赴任者、出張者への所在地での発生リスクの情報提供
- ⑤所在地でのリスクが高まった場合の安否確認
- ⑥リスク回避のために赴任者、出張者への人的・物的支援の提供

グローバル化が進むにつれ、企業の安全配慮義務の対象は拡大する。本国社員だけではない、国籍や所在地に関係なくグループ社員全体に対して公平に人的被害の予防・最小化のための対策をとらなければならない（図表1）。

統一的な対応策とアウトソーシング

対象人員の地理的分布が広範囲になった場合、安全対策をもれなく実施するための人員、費用をどうするかなど課題も多くなる。そこで重要になるのが、①ネットワーク化、②ルール化、③アウトソーシング（外部への委託）化と、④コストの包括的削減である。ネットワーク化でグループ会社の安全担当とのコミュニケーションを確立・維持し、ルール化で基準・核となる統一的な対応策を立てる。その上で、スキ

図表1 企業のグローバル発展段階と人材

グローバル化の発展段階	オペレーションの特徴	人材のグローバル化
①インターナショナルコーポレーション	海外売上比率が増加、主要国で現法・事務所を設置	海外出張者の増加、海外赴任者の増加、ローカル社員の増加
②マルチナショナルコーポレーション	海外売上が国内を上回る、多くの現法・事務所を設置	外一外の海外出張者の増加、ローカル社員の役割増加
③グローバル・インテグレイティッドコーポレーション	ビジネスユニットごとの海外拠点、ビジネスユニットごとに最適地設定	ローカル社員の幹部増加、ベネフィットの公平化

（出所）講演資料から抜粋